

内容見本 (B5判縮小)

通知でわかる 介護サービス事業の実務

- ★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

第1章 介護報酬 第1 介護報酬の算定 【さ】

○サービス種類相互の算定関係

介護 予防

適用 【訪問介護 窓】【訪問入浴】【訪問看護】【訪問リハビリ】【居宅療養】
【通所介護 窓】【通所リハビリ】【短期入所生活】【短期入所療養】
【特定入居】【福祉用具貸与】【巡回随時訪問 窓】【夜間訪問介護 窓】
【地域通所介護 窓】【認知症通所】【小規模多機能】【認知症GH】
【地域特定入居 窓】【地域密着特養 窓】【複合型(看護小規模) 窓】

特定施設入居者生活介護や認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者は、外部の介護保険サービスを介護給付費として利用することはできませんが、当該特定施設入居者生活介護等の事業者の負担であれば、利用することができます。

また、短期入所生活介護や短期入所療養介護の利用者は、訪問介護費等は算定できません。

同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用した場合、訪問サービスの所定単位数は算定できません。福祉用具貸与費は、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている者も算定が可能です。

なお、介護予防サービスについても同様の取扱いです。

(平12・3・1老金36 第二 1(2)、平18・3・17老計発0317001・老振発0317001・老老発0317001 別紙1 第二 1(2)、平18・3・31老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 第二 1(2)・第三)

通知

◆サービス種類相互の算定関係について

適用 【訪問介護 窓】【訪問入浴 窓】【訪問看護 窓】【訪問リハビリ 窓】【居宅療養 窓】
【通所介護 窓】【通所リハビリ 窓】【短期入所生活 窓】【短期入所療養 窓】
【特定入居 窓】【福祉用具貸与 窓】

特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設

第2章 人員基準・事業の運営 第2 運営 【り】

○利用料等の受領(短期入所生活・短期入所療養・地域密着特養・特養施設・老健施設・療養型施設・介護医療院)

介護 予防

適用 【短期入所生活】【短期入所療養】【地域密着特養 窓】【特養施設 窓】
【老健施設 窓】【療養型施設 窓】【介護医療院 窓】

指定(介護予防)短期入所生活介護事業者、指定(介護予防)短期入所療養介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院(以下「事業者等」といいます。)は、それぞれ法定代理受領サービスに該当する指定(介護予防)短期入所生活介護、指定(介護予防)短期入所療養介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定介護老人福祉施設サービス、介護老人保健施設サービス、指定介護療養型医療施設サービス及び介護医療院サービス(以下「(介護予防)短期入所生活介護等」といいます。)を提供した際には、利用者、入所者及び入院患者(以下「利用者等」といいます。)から利用料の一部として、(介護予防)短期入所生活介護等に係る居宅介護サービス費用基準額、介護予防サービス費用基準額、地域密着型介護サービス費用基準額及び施設サービス費用基準額(以下「居宅介護サービス費用基準額等」といいます。)から、その事業者等に支払われる居宅介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護サービス費及び施設介護サービス費(以下「居宅介護サービス費等」といいます。)の額を控除した額の支払を受けます。

また、事業者等は、法定代理受領サービスに該当しない(介護予防)短期入所生活介護等を提供した際に利用者等から支払を受ける利用料の額と、提供し

第1章 介護報酬 第1 介護報酬の算定 【さ】

Q&A

◇同一利用者が同一時間帯に二つのサービスを利用する場合

Q 同一利用者が同一時間帯に訪問入浴介護と訪問介護を利用できるか。

A 利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則としている。ただし、例えば、家庭の浴槽で全身入浴の介助をする場合など、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要であると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。訪問入浴介護は看護職員1人と介護職員2人の3人体制による入浴介助を基本としており、当該訪問入浴介護従業者とは別の訪問介護員等が同一時間帯に同一利用者に対して入浴その他の介助を行った場合には

第2章 人員基準・事業の運営 第2 運営 【り】

本とすること。

三 その他
利用者等が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料は、前号に掲げる居住、滞在及び食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領すること。

(平17・9・7厚労告419)

通知

◆利用者等からの受領額

事業者等は、法定代理受領サービスとして提供される(介護予防)短期入所生活介護等についての利用者等負担として、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現にサービスに要した額を超えるときは、現にサービスに要した費用の額とする。)の1割、2割又は3割(法第50条若しくは第60条又は第69条の規定の適

第2章 人員基準・事業の運営 第2 運営 【り】

- ③ (4)の④にいう預り金の出納管理に係る費用を入所者等から徴収する場合には、イ 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、ロ 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること、ハ 入所者等との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。

また、入所者等から出納管理に係る費用を徴収する場合にあつては、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められないものである。

④ 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所者等並びに短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用者のおむつに係る費用については、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつカバー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できないことに留意すること。

⑤ 介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設である特別養護老人ホームは、従来から在宅生活が困難な入所者又は入居者の生活の拠点としての機能を有しており、介護サービスだけでなく、入所者又は入居者の日常生活全般にわたって援助を行ってきたところであり、入所者又は入居者の私物の洗濯等も基本的に施設サービスとして行われてきたものである。したがって(4)の⑤の「私物の洗濯代」については、入所者又は入居者の希望により個別に外部のクリーニング店に取り継ぐ場合のクリーニング代を除き、費用の徴収はできないものであること。なお、このクリーニング代については、サービスの提供とは関係のない実費として徴収することとなること。

(平12・3・30老金54)

Q&A

◇要介護者等以外の自費負担によるサービス利用

適用 【特養施設 窓】【老健施設 窓】【療養型施設 窓】

Q 要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)以外の者が介護保険サービスを全額自己負担することによって利用することが可能か。(施設サービスの場合)

通知でわかる

介護サービス事業の実務

編集 介護保険行政実務研究会
【代表】石田 光広

介護報酬や事業運営に関する
主要な通知・厚生労働省Q&Aを
分類整理!



◆知りたい事項がすぐに理解できる!

膨大な行政通知やQ&Aから重要な事項ごとに必要な箇所を抜粋してコンパクトに掲載し、実務に必要な解説を付してありますので、知りたい事項がスピーディに理解できます。

◆適用サービスが一目でわかる!

各事項では、適用されるサービス区分を掲げてありますので、どのサービスが該当するのかが一目でわかります。また、【サービス区分チェックリスト】や【サービス別目次】を掲載し、検索の利便を図っています。

◆信頼できる確かな内容!

第一線で実務に携わる自治体職員が編集・執筆しています。

加除式・B5判・全1巻・ケース付
総頁1,504頁
定価14,300円(本体13,000円)
送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてご購入となります。

●バインター方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

WEBサイト
<https://www.sn-hoki.co.jp/>

0120-089-339
受付時間8:30~17:00(土・日・祝日を除く)

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



適用サービスが一目でわかります。

適用されるサービス区分

- 【訪問介護】【訪問入浴】【訪問看護】【訪問リハビリ】【居宅療養】
 - 【通所介護】【通所リハビリ】【短期入所生活】【短期入所療養】
 - 【特定入居】【福祉用具貸与】【福祉用具販売】【居宅支援】
 - 【巡回随時訪問】【夜間訪問介護】【地域通所介護】【認知症通所】
 - 【小規模多機能】【認知症GH】【地域特定入居】【地域密着特養】
 - 【複合型(看護小規模)】【特養施設】【老健施設】【療養型施設】
 - 【介護医療院】
- を示していますので、どのサービスに該当するかがわかります。

○若年性認知症利用者（入所者・入居者・患者）受入加算

介護	予防
適用	【通所介護 し 】 【通所リハビリ】 【短期入所生活】 【短期入所療養】 【特定入居】 【地域通所介護 し 】 【認知症通所】 【小規模多機能】 【認知症GH】 【地域特定入居 し 】 【地域密着特養 し 】 【複合型(看護小規模) し 】 【特養施設 し 】 【老健施設 し 】 【療養型施設 し 】 【介護医療院 し 】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事若し

掲載内容

第1章 介護報酬

◆サービス区分チェックリスト

第1 介護報酬の算定

- 医師・歯科医師の(介護予防)居宅療養管理指導
- 医師の診療を行っていない利用者に対して指定(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合の減算
- 1回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在する場合の取扱い
- 栄養管理
- (介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護費
- 介護予防訪問看護の所要時間
- 介護予防訪問サービスの行われる利用者の居宅
- 介護老人保健施設及び介護療養型医療施設を退所・退院した日の訪問看護の取扱い
- 外泊時在宅サービス利用の費用
- 外部サービス利用型(介護予防)特定施設入居者生活介護費
- 看護職員が行う(介護予防)居宅療養管理指導
- 管理栄養士の(介護予防)居宅療養管理指導
- 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合
- 記録の整備
- 緊急時施設療養費に関する事項
- サービス種類相互の算定関係
- サービス利用票を作成した月において利用実績のない場合
- 災害時等の取扱い
- 算定上における端数処理
- 歯科衛生士等の(介護予防)居宅療養管理指導
- 試行的退院をしたときの費用の算定
- 施設外泊時等における地域密着型サービスの算定
- 施設入所日及び退所日等における居宅サービスの算定
- 市町村が独自に定める介護報酬
- 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い
- 常勤換算方法による職員数の算定方法
- 所定疾患施設療養費
- 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定
- 新設、増床又は減床の場合の利用者数等の算定
- 「身体介護」及び「生活援助」の意義
- 診療録への記載
- 「生活援助中心型」の単位を算定する場合
- 早朝・夜間、深夜の取扱い
- 退所日等における介護予防サービス費の算定
- 他医療機関で受診(他科受診)したときの費用の算定
- 他の居宅(介護予防)サービス及び地域密着型サービスの利用
- 短期入所的な施設サービスの利用
- 短期利用居宅介護費
- 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 短期利用特定施設入居者生活介護費
- 通院が困難な利用者
- 「通院等乗降介助」と「身体介護中心型」の区分

- 「通院等乗降介助」と通所サービス・短期入所サービスの「送迎」の区分
- 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合
- 月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合
- 月の途中で変更がある場合の居宅介護支援費の算定
- 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携
- 同一時間帯に複数種類の(介護予防)訪問サービスを利用した場合の取扱い
- 同一敷地(隣接敷地)内建物に居住する利用者
- 同一(単一)建物居住者
- 特別養護老人ホームの空床利用
- (入院し、又は)外泊したときの費用の算定
- 入所等の日数の数え方
- 「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法
- 病棟(療養棟)
- 頻回のリハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合の取扱い
- 複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の取扱い
- 2人の訪問介護員等による取扱い等
- 平均利用延人員数の取扱い
- 訪問介護の区分
- 訪問介護の所要時間
- 訪問看護(看護サービス)指示の有効期間
- 訪問看護の所要時間の算定
- 訪問サービスの行われる利用者の居宅
- 末期の悪性腫瘍患者等の取扱い
- 夜間対応型訪問介護と通常の訪問介護の併用
- 薬剤師が行う(介護予防)居宅療養管理指導
- やむを得ない措置等による定員の超過
- 要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与費
- 要支援1又は要支援2の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費
- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問
- 利用者の心身の状況により入浴を見合わせた場合の取扱い
- 利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合の取扱い
- 療養通所介護費

第2 加算・減算

- 移行定着支援加算
- 医療機関連携加算
- 医療保険の訪問看護を行う場合の減算
- 医療連携強化加算
- 医療連携体制加算
- 運動器機能向上加算
- 栄養改善加算
- 栄養スクリーニング加算
- 栄養マネジメント加算
- ADL維持等加算
- 介護職員処遇改善加算
- 介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者を配置した場合の減算
- (介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算
- かかりつけ医連携薬剤調整加算
- 看護・介護職員連携強化加算

- 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算
- 看護体制加算
- 看護体制強化加算(複合型(看護小規模))
- 看護体制強化加算(訪問看護)
- 機能訓練指導員の加算
- 緊急時等居宅カンファレンス加算
- 緊急時訪問介護加算
- 緊急時訪問看護加算
- 緊急短期入所受入加算(短期入所生活)
- 緊急短期入所受入加算(短期入所療養)
- 終口移行加算
- 終口維持加算
- 口腔衛生管理加算
- 口腔衛生管理体制加算
- 口腔機能向上加算
- 個別機能訓練加算
- 個別機能訓練加算(I)・(II)
- 個別送迎体制強化加算
- 個別リハビリテーション実施加算
- サービス提供が過少である場合の減算
- サービス提供体制強化加算(介護医療院)
- サービス提供体制強化加算(巡回随時訪問)
- サービス提供体制強化加算(小規模多機能)
- サービス提供体制強化加算(短期入所生活)
- サービス提供体制強化加算(短期入所療養)
- サービス提供体制強化加算(地域通所介護)
- サービス提供体制強化加算(地域特定入居)
- サービス提供体制強化加算(地域密着特養)
- サービス提供体制強化加算(通所介護)
- サービス提供体制強化加算(通所リハビリ)
- サービス提供体制強化加算(特定入居)
- サービス提供体制強化加算(特養施設)
- サービス提供体制強化加算(認知症GH)
- サービス提供体制強化加算(認知症通所)
- サービス提供体制強化加算(複合型(看護小規模))
- サービス提供体制強化加算(訪問看護)
- サービス提供体制強化加算(訪問入浴)
- サービス提供体制強化加算(訪問リハビリ)
- サービス提供体制強化加算(夜間訪問介護)
- サービス提供体制強化加算(療養型施設)
- サービス提供体制強化加算(老健施設)
- 在宅中重度者受入加算
- 在宅・入所相互利用加算
- 在宅復帰・在宅療養支援機能加算
- 在宅復帰支援機能加算
- 再入所時支援機能加算
- サテライト体制未整備減算
- 事業所評価加算
- 褥瘡マネジメント加算
- 身体拘束廃止未実施減算
- 生活機能向上連携加算
- 生活行為向上リハビリテーション実施加算

- 精神科を担当する医師に係る加算
- 選択的サービス複数実施加算
- 送迎減算
- 総合マネジメント体制強化加算
- ターミナルケア加算
- 退院時共同指導加算
- 退院・退所加算
- 退院・退所時連携加算
- 退所(退院)時情報提供加算
- 退所(退院)前(後)訪問指導加算
- 退所(退院)前連携加算
- 退所(退居)時相談援助加算
- 退所前(後)訪問相談援助加算
- 短期集中個別リハビリテーション実施加算
- 短期集中リハビリテーション実施加算
- 地域連携診療計画情報提供加算
- 中重度者ケア体制加算
- 長期利用者に対する減算
- 長時間(介護予防)訪問看護への加算
- 低栄養リスク改善加算
- 特定事業所加算
- 特定事業所集中減算
- 特別管理加算
- 24時間通報対応加算
- 日常生活継続支援加算
- 入院時情報連携加算
- 入居継続支援加算
- 入所前後訪問指導加算
- 入浴介助加算
- 認知症加算
- 認知症ケア加算
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算
- 認知症情報提供加算
- 認知症専門ケア加算
- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算
- 排せつ支援加算
- 配置医師緊急時対応加算
- 複数名訪問加算
- 訪問看護指示加算
- 訪問看護体制減算
- 訪問看護体制強化加算
- 看取り強化加算
- 看取り連携体制加算
- 夜間看護体制加算
- 夜間勤務等看護への加算
- 夜間支援体制加算
- 夜勤職員配置加算
- 夜勤体制による減算
- リハビリテーション提供体制加算
- リハビリテーションマネジメント加算
- 療養環境減算(病院療養病床療養環境減算・診療所(療養病床)設備基準減算)
- 療養食加算

第2章 人員基準・事業の運営

◆サービス区分チェックリスト

第1 人員

- 医師
 - 医師、薬剤師及び栄養士
 - 栄養士
 - オペレーションセンター従業者(オペレーター)
 - 介護支援専門員(等)
 - 看護小規模多機能型居宅介護従業者
 - 看護職員
 - 看護職員(看護師、准看護師)及び介護職員
 - 管理者(居宅支援)
 - 管理者(巡回随時訪問)
 - 管理者(小規模多機能)
 - 管理者(短期入所生活・特定入居)
 - 管理者(地域特定入居)
 - 管理者(認知症GH)
 - 管理者(認知症通所)
 - 管理者(複合型(看護小規模))
 - 管理者(訪問介護・訪問入浴・通所介護・福祉用具貸与・福祉用具販売・地域通所介護)
 - 管理者(福祉)
 - 管理者(夜間訪問介護)
 - 管理者(予防支援)
 - 管理者(療養通所)
 - 機能訓練指導員
 - 勤務延時間数
 - 計画作成責任者
 - 計画作成担当者
 - 計画作成担当者(認知症GH)
 - 支援相談員
 - 常勤
 - 常勤換算方法
 - 随時訪問サービスを行う訪問介護員等
 - 生活相談員
 - 前年度の平均値
 - 代表者
 - 福祉用具専門相談員に関する事項
 - 訪問介護員等
 - 訪問介護員等の員数
 - 訪問看護サービスを行う看護師等
 - 専ら従事する、専ら提供にあたる
 - 薬剤師
- #### 第2 運営
- 安全・サービス提供管理委員会
 - 運営規程
 - 衛生管理等(地域密着特養・特養施設・老健施設・療養型施設・介護医療院)
 - 衛生管理等(通所介護・通所リハビリ・短期入所生活・短期入所療養・特定入居・地域通所介護・認知症通所・小規模多機能・認知症GH・地域特定入居・複合型(看護小規模))
 - 衛生管理等(福祉用具貸与)
 - 衛生管理等(訪問介護・訪問入浴・訪問看護・訪問リハビリ・居宅療養・福祉用具販売・巡回随時訪問・夜間訪問介護)
 - 会計の区分
 - 介護(等)
 - 介護予防支援業務の委託
 - (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成
 - (介護予防)短期入所生活介護計画の作成
 - (介護予防)短期入所療養介護計画の作成
 - (介護予防)特定施設サービス計画の作成
 - (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成
 - (介護予防)認知症対応型通所介護計画の作成
 - (介護予防)福祉用具貸与計画の作成
 - (介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書の作成
 - (介護予防)訪問リハビリテーション計画の作成
 - 看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成
 - 管理者による管理
 - 管理者の責務
 - 機能訓練

- 協力医療機関等・協力病院等
- 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)に対する利益供与(等)の禁止
- 居宅サービス計画(介護予防サービス等の利用に係る計画)の作成
- 居宅サービス計画等の変更の援助
- 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等
- 記録の整備
- 緊急時等の対応
- 苦情処理
- 掲示
- 健康管理
- サービス提供困難時の対応
- サービス提供の記録
- 事故発生時の対応
- 事故発生の防止及び発生時の対応
- 施設サービス計画の作成
- 指定(介護予防)短期入所生活介護の開始及び終了
- 指定居宅介護支援事業者等との連携
- 指定単位の例外
- 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等
- 社会生活上の便宜の提供等
- 受給資格等の確認
- 主治医との関係
- 受託介護予防サービス事業者
- 食事(の提供)
- 診療の方針
- 相談及び援助
- 地域との連携等
- 地域密着型施設サービス計画の作成
- 地域密着型通所介護計画の作成
- 地域密着型特定施設サービス計画の作成
- 調査への協力等
- 通所介護計画の作成
- 定員の遵守(小規模多機能)
- 定員の遵守(短期入所生活)
- 定員の遵守(短期入所療養)
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成
- 提供拒否の禁止
- 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等
- 特定(介護予防)福祉用具販売計画の作成
- 内容及び手続の説明及び同意(契約締結等)
- 入所者の入院期間中の取扱い
- 入退所、入退院、入退居
- 非常災害対策
- 必要な医療の提供が困難な場合等の措置等
- 秘密保持等
- 不当な働きかけの禁止
- 訪問介護計画の作成
- 身分を証する書類の携行
- 夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービス(宿泊サービス)を提供する場合
- 夜間対応型訪問介護計画の作成
- 要介護認定の申請に係る援助
- 利用者に対する居宅(介護予防)サービス計画等の書類の交付
- 利用者(入所者、患者)に関する市町村への通知
- 利用者の家族との連携
- 療養通所介護計画の作成
- 利用料等の受領(居宅支援)
- 利用料等の受領(短期入所生活・短期入所療養・地域密着特養・特養施設・老健施設・療養型施設・介護医療院)
- 利用料等の受領(通所介護・通所リハビリ・特定入居・地域通所介護・認知症通所・小規模多機能・認知症GH・地域特定入居・複合型(看護小規模))
- 利用料等の受領(福祉用具貸与・福祉用具販売)
- 利用料等の受領(訪問介護・訪問入浴・訪問看護・訪問リハビリ・居宅療養・巡回随時訪問・夜間訪問介護)

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 東京都中央区本町2-1-1
 本館本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番1-1号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2022.4)618-1⑩

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。